幼児教育・保育無償化にあたり提出が必要な書類について

認可外保育施設

○認定申請について

認可外保育施設を利用されている方が無償化の対象となるには、**保育の必要性の認定**が必要です。

下記の表（**※主な保育認定事由**）に該当する場合は、必要書類を封筒に封入封緘し、利用する施設に提出してください。

認定の結果については、令和元年９月末頃通知予定です。

【必要書類】

（１）給付認定申請書（両面記入）・・・緑色の用紙

（２）保育を必要とする証明（例：勤務証明書など）

（３）保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

○提出先

　ご利用の施設へ提出してくだい。

　提出期限はそれぞれ園によって異なりますのでご確認ください。

**※主な保育認定事由**



○施設等利用費の払い戻し（償還払い）について

　上記の認定を受けた方は、利用する施設に必要書類を提出してください。

　市で請求内容を審査し、振込先口座に支払います。

※月額上限額は、施設等利用給付第２号認定の場合は月額３．７万円、第３号認定の場合は４．２万円。

　市では年４回（３か月分まとめて）給付する予定としています。

【必要書類】

（１）施設等利用費請求書（償還払い用）

（２）領収書（利用施設から発行されるもの）

（３）提供証明書（利用施設から発行されるもの）

※施設等利用費請求書の様式については、諫早市こども支援課にて配布又は諫早市子育てネットからダウンロードできるようにする予定です。